

処 分 基 準

令和 3 年 2 月 1 日作成

法 令 名：	古物営業法施行規則
根 拠 条 項：	第 1 9 条の 1 0 第 1 項
処 分 の 概 要：	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原 権 者（委任先）：	佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：	古物営業法施行規則第 1 9 条の 5 第 2 号から第 5 号まで又は第 7 号（認定古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第 1 9 条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法第 2 1 条の 5 第 3 項（表示の禁止）、第 2 1 条の 7（競りの中止）
処 分 基 準：	古物営業法施行規則第 1 9 条の 1 0 第 1 項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第 1 9 条の 5 第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：	警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0952-24-1111 内 3033） 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：	令和 3 年 2 月 1 日改訂